

# 国分寺市住民主体型サービス事業費補助制度

令和8年度 団体募集要項



国分寺市福祉部地域包括ケア課

## 〈目次〉

■ 目的.....	1
■ 補助対象経費.....	1
■ 交付対象団体.....	1
■ 募集から交付までの流れ.....	2
■ 申請方法.....	3

## ■ 目的

この制度は、介護予防・日常生活支援総合事業における、「生活支援・介護予防サービス」を、地域住民の多様なニーズに対応できるよう、NPO法人や公益社団法人等の多様な主体により提供される、住民主体によるサービスを創出し、支え合いの地域づくりを進めるため、基盤整備を目的とした間接経費の一部を補助することで、多様な主体による「生活支援・介護予防サービス」が必要とする高齢者に提供できる体制の整備を目的とします。

## ■ 補助対象経費

費目	内容	補助金の額
研修受講費	研修の受講料	補助対象となる経費の合計額。ただし、当該年度の上限額は、訪問型サービス・活動Bにあつては120,000円、通所型サービス・活動Bにあつては84,000円とする。
報償費	講師等謝礼	
会議費	会議に伴う会場費	
消耗品費	サービス事業に使用する消耗品費	
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷製本費	
通信運搬費	郵便代等	
備品購入費	サービス事業に係る備品購入経費	
保険料	行事等の保険料	
旅費	講師等の交通費、宿泊費等	
その他	市長が特に必要と認める経費	

### (補助申請の制限)

この補助制度を利用し、補助金の交付を受けた団体は、最長3年間の時限的支援とし、3年を超えての補助申請をすることができません。

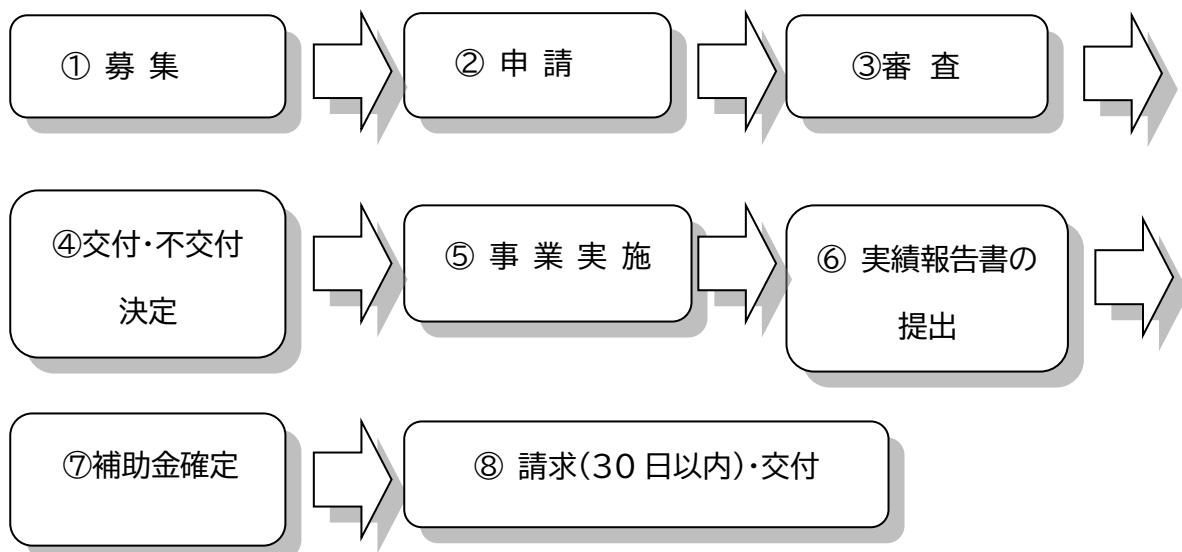
## ■ 交付対象団体

交付対象団体は、以下の要件を全て満たしている団体です。

- (1) 特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人であつて、市内又は立川市、府中市、小金井市若しくは国立市に活動拠点を有するもの。
- (2) 原則として、団体の構成員(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条(指定等)に規定するシルバー人材センターにあつては、登録された会員を含む。)が5人以上であつて、その過半数が市内に住所を有する団体であること。地域の住民が地域活動を行うために会員となり、自主的かつ民主的に運営されている団体であること。

- (3) 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 62 の3(法第 115 条の 45 第1項の厚生労働省令で定める基準)第2項に規定する基準を満たすと市長が認めるもの。
- (4) 次に掲げる介護予防に資する活動又は生活支援サービス(洗濯、掃除、調理、買物、ゴミ出し等の日常生活の支援に関するサービスをいう。)の提供について、3年以上の実績があること。
- ア 体操や運動による健康づくりに関する活動
- イ 食事、レクリエーション、趣味活動等を通じた日中の居場所づくりに関する活動
- ウ 定期的な交流会、サロン、会食会等の開催による心身活性化のための活動
- エ その他市長が特に認めるもの
- (5) 宗教の教義の布教等を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第3条(公職の定義)に規定する公職をいう。)の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

#### ■ 募集から交付までの流れ



#### ○令和8年中に開始する場合

① 募 集 (市ホームページに掲載)

② 申 請 (令和9年1月29日まで)

- ・ 交付申請書等必要書類を提出。

③ 審 査

- ・ 申請内容の審査を行います。

#### ④ 交付決定

- ・ 交付決定後、交付決定通知書を郵送します。

#### ⑤ 実施

#### ⑥ 事業報告書提出

- ・ 当年度事業完了後、30日以内に地域包括ケア課に実績報告書等を提出してください。

#### ⑦ 補助金確定

- ・ 補助金を確定し、補助金確定通知書を郵送します。

#### ⑧ 請求書提出及び交付

- ・ 申請者からの請求に基づき、補助金を交付します。
- ・ 申請団体の口座に補助金を振り込みます。

### ■ 申請方法

---

#### ・提出書類

1. 国分寺市住民主体型サービス事業補助金交付申請書
  2. 補助対象事業の年間事業計画書
  3. 補助対象事業の収支予算書
  4. 補助対象団体の概要を説明する書類
    - ア 団体の概要説明書(定款・規約又は会則等)
    - イ 団体の令和8年度収支予算書及び直近年度の収支決算書
  5. 補助金対象事業の業務に直接従事する従事者名簿
  6. その他市長が必要と認める書類
- 申請書等の様式は、「市ホームページ」からダウンロードもできます。

#### 【ホームページ掲載】

※国分寺市ホームページアドレス <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

※国分寺市ホームページ内の検索番号:1022401

#### ・申請期間及び提出先

申請書等の提出書類を、地域包括ケア課(午前8時30分～午後5時、土・日・祝日を除く。)までお持ちください。

ご不明な点は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】 国分寺市泉町2-2-18

国分寺市福祉部 地域包括ケア課 相談支援担当

TEL:042-325-0111(内 2419)

042-312-8641(直通)

E-mail:chiiki\_care@city.kokubunji.tokyo.jp